

議案第54号

葛飾区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

道路構造令の改正を踏まえ、自転車通行帯に係る基準を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
葛飾区特別区道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成25年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況そ

の他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「道路に」を「第1級又は第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものに」に改め、同条第2項中「道路又は」を「第1級若しくは第2級の道路又は」に、「道路（」を「第1級若しくは第2級の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、改正後の第7条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。